

## 防府市中小企業DX実現支援補助金交付要綱

令和5年6月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業の持続的発展を促進するため、中小企業がやまぐちDX推進拠点施設Y-BASE（以下「Y-BASE」という。）と連携して実施するDX（デジタルトランスフォーメーション）に係る取組に対して、必要な経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、市内に事業所を有する法人又は個人で事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者をいう。（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象）なお、法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であることとする。また、補助金交付の対象者は、事業のDX・デジタル化による売上・生産性の向上に継続的に取組む者とする。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 防府市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としている者
- (4) 同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けている者。また、今後、同一の内容で補助金を受給しようとする者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不適当と判断した者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、デジタル技術を活用した業

務の变革や事業展開により生産性の向上や販路開拓等に資する事業とする。

2 前項に定める補助対象事業は、Y-BASEのDXコンサルティングと連携して計画を策定し実施するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表1に掲げる経費をいう。

2 前項に規定する補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の相当額とし、1事業あたり200万円を限度とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までとする。

2 事業者の責に帰さない特段の事情がある場合で、かつ、市長が認めた場合は、前項に定める補助対象期間を延長することができる。

(要件)

第7条 補助対象事業は、次に掲げる全ての要件に該当しなければならない。

(1) 第3条に規定する事業であること

(2) 第6条第1項に規定する補助事業対象期間中に完成する見込みがあること

(3) 事業完了までの一連の事業計画が描かれており、事業達成の可能性があること

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、防府市中小企業DX実現支援補助金交付申請書(第1号様式)に別表2に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付・不交付決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、第10条に定める審査委員会において申請内容等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で、補助金の交付を決定し、申請者に、防府市中小企業DX実現支援補助金交付決定通知書（第2-1号様式）により通知し、不適當であると認めるときは、防府市中小企業DX実現支援補助金不交付決定通知書（第2-2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定について必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（審査委員会）

第10条 市長は、第8条の規定により申請のあった交付申請書の内容等を審査するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、補助金の交付の適否について判定を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）産業振興部次長

（2）識見を有する者又は行政関係者

4 委員会の人数は5人以内とする。

5 委員長は、産業振興部次長をもって充てる。

6 前各項に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

（変更等の届出と承認）

第11条 補助対象者は、交付決定後、事業を変更、中止又は廃止（以下、「変更等」という。）する場合は、速やかに防府市中小企業DX実現支援補助金（変更・中止・廃止）届出書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更の申請が必要な場合は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）事業計画及び事業経費の主要部分の変更

（2）費目間の経費変更であり、流用元・流用先のいずれかの変動

額が20%を超える場合

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市中小企業DX実現支援補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により通知し、内容が適当でないと認めるときは、防府市中小企業DX実現支援補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書（様式第5号）により通知をするものとする。

（完了報告）

第12条 補助対象事業を完了し、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事業が完了した日から20日以内に防府市中小企業DX実現支援補助金完了報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を確認し、補助金の額を確定するとともに、防府市中小企業DX実現支援補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、必要であれば実地検査を行うものとする。
- 3 市長は第1項に規定する確定通知について必要と認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の交付）

第14条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに防府市中小企業DX実現支援補助金請求書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定を受けた事業者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象期間内において、第7条に規定する要件を欠くこと

となったとき

- (2) 補助対象期間内において、第9条第2項に規定する条件に反したとき
- (3) 第13条第3項に規定する条件に違反したとき
- (4) 補助対象期間内に事業を中止又は廃止したとき
- (5) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを受けた補助対象者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第16条 補助対象事業者は当該補助事業により取得した財産については、事業の完了した後5年間は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(報告及び調査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、募集要項等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

■ 補助対象経費

	費目	対象経費
①	機械装置等費	専ら補助事業のために使用される機械・装置の購入、製作、借用に要する経費
②	システム構築費	専ら補助事業のために使用される専用ソフト・情報システムの購入、構築、借用に要する経費
③	クラウドサービス利用費	専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用に係る経費
④	専門家謝金・旅費	事業遂行のために必要な専門家に支払われる経費
⑤	教育・研修費	事業遂行のために必要な従業員の教育訓練や研修に係る費用
⑥	その他	その他、事業を行う上で特に必要と認める経費

別表 2（第 8 条関係）

■ 交付申請書添付書類

1	事業計画書（別紙 1）
2	誓約書（別紙 2）
3	見積書等の経費に関する根拠書類
4	補助対象経費となるもののパンフレットなど、内容がわかる資料
5	＜法人の場合＞直近の確定申告書別表一・別表二の写し （新規法人の場合は、法人設立届の写し、株主構成のわかるもの） ＜個人の場合＞直近の確定申告書第一表の写し （創業者の場合は、開業届の写し等）
6	直近の決算書の写し ＜法人の場合＞直近の税務申告に添付した決算書 ＜個人の場合＞直近の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書
7	市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市中小企業 D X 実現支援補助金交付申請書

防府市中小企業 D X 実現支援補助金の交付を受けたいので、防府市中小企業 D X 実現支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- ・ 事業計画書（別紙 1）
- ・ 誓約書（別紙 2）
- ・ 見積書等の経費に関する根拠書類
- ・ 補助対象経費となるもののパンフレットなど、内容がわかる資料
- ・ 直近の確定申告書の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

(別紙1)

## 防府市中小企業DX実現支援補助金 事業計画書

年 月 日

### 1 事業計画

1 企業名・業種
2 自社、自社の提供する商品・サービスの強み
3 経営課題
4 目指す姿
5 DX推進テーマ
該当する項目をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 生産性の向上 <input type="checkbox"/> 既存ビジネスの変革 <input type="checkbox"/> 新規ビジネスの創出 <input type="checkbox"/> その他 ( )
6 実施期間
7 Y-BASEとの相談・連携事項(実績)
8 Y-BASEとの相談・連携事項(今後の予定)



9 導入する I T ツールの名称・選定理由

( 1 ) I T ツールの名称

( 2 ) 選定理由

1 0 システム・取組概要

※業務フロー、データフロー等できるだけ図形を用いて記入してください。(別紙添付可)

【導入前】

【導入後】

1 0 取組の具体的効果

< 数値目標 > 売上、生産性等

項 目	直近の数値	事業実施後の数値	備 考

## 2 経費内訳書

費目	内 容 (数量・型番も記載してください。また、 1つの費目に複数の支払いがある場合は金額も記載してください。)	補助対象経費 単位：円(税抜価格)
* <u>契約期間が補助対象期間を超えるものは、補助対象期間に係る金額を月割りで計算した額を記入してください。</u>		
①機械装置等費		円
②システム構築費		円
③クラウドサービス 利用費		円
④専門家謝金・旅費		円
⑤教育・研修費		円
⑥その他		円
合計 (A)		円
補助金交付申請額 = (A) × 2 / 3 (千円未満切捨)		【上限200万円】 円

※補助金交付申請額は、補助対象経費の合計(A)の2/3、もしくは補助上限額200万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

(別紙2)

## 誓約書

年 月 日

<p>必ず内容を確認し<u>署名</u>または<u>記名・押印</u>をお願いします。</p> <p>※<u>法人は社名及び代表者名</u></p>	<p>氏名 _____ 印 _____</p> <p>※<u>氏名がゴム印の場合は代表者印の押印をお願いします。</u></p>
<p>以下の内容を了承します。</p> <p>① 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。</p> <p>② 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。</p> <p>③ 私は、同一のテーマ・内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定（採択含む）を受けていません。また、今後も同一の内容で補助金を重複受給しません。</p> <p>④ 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。</p> <p>⑤ 私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。</p> <p>⑥ 私は、防府市とY-BASEとの間での本補助金に関する情報提供について了承します。</p>	

第 2 - 1 号様式 (第 9 条関係)

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市中小企業DX実現支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので、防府市中小企業DX実現支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 条 件

第 2 - 2 号様式（第 9 条関係）

指令防商 第            号  
                         年    月    日

様

防 府 市 長 名

防府市中小企業DX実現支援補助金不交付決定通知書

年    月    日付けで申請のあった事業について、不採択  
となりましたので、防府市中小企業DX実現支援補助金交付要綱第9  
条第1項の規定により通知します。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市中小企業DX実現支援補助金（変更・中止・廃止）届出書

年 月 日付指令防商第 号で交付決定を受けた補助事業を（ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）したいので、防府市中小企業DX実現支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により届けます。

記

1 補助額の変更

（1）既交付決定額 円

（2）変更交付申請額 円

（3）差 額 円

2 変更、中止または廃止の理由

3 添付書類

- ・前項の事実を証する書類
- ・変更後の経費区分等

第4号様式（第11条関係）

防 商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市中小企業DX実現支援補助金(変更・中止・廃止)承認通知書

年 月 日付で申請のあった防府市中小企業DX実現支援補助金(変更・中止・廃止)届出書については、下記のとおり承認したので、防府市中小企業DX実現支援補助金事業者応援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認内容 ( 変更 ・ 中止 ・ 廃止 )
- 2 変更後交付決定額 円

第5号様式（第11条関係）

防 商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市中小企業DX実現支援補助金(変更・中止・廃止)不承認通知書

年 月 日付で申請のあった防府市中小企業DX実現支援補助金（変更・中止・廃止）届出書については、下記の理由により不承認とするので、防府市中小企業DX実現支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 不承認の理由



第6号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市中小企業DX実現支援補助金完了報告書

年 月 日付けの補助金交付決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市中小企業DX実現支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実績報告書 別紙のとおり

2 補助額 円

3 根拠書類

- ・ 見積、領収書等の写し（経費内訳及び支払いがわかるもの）
- ・ 写真等（事業の取組み実績がわかるもの）

(別紙) 様式第 6 号添付書類

## 防府市中小企業DX実現支援補助金実績報告書

年 月 日

### 1 事業報告書

企業名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
DX・デジタル化の具体的な取組内容	<p>※実施日・実施内容等について具体的に記載してください。</p> <p>※Y-BASEとの連携状況（相談・コンサル等）についても具体的に記載してください。</p>

効果・ 事業に表れ た変化	<定量的な効果>			
	項目	事業実施前の数値	事業実施後の数値	備考
	<その他の効果や変化>			
今回の取組 の継続に向 けた計画				
取組を踏ま えたDX・ デジタル化 の進捗(展 望)				

## 2 経費内訳書

費目	内 容 (数量・型番も記載してください。また、1つの費目に複数の支払いがある場合は金額も記載してください。)	補助対象経費 単位：円(税抜価格)
* 契約期間が補助対象期間を超えるものは、補助対象期間に係る金額を月割りで計算した額を記入してください。		
①機械装置等費		円
②システム構築費		円
③クラウドサービス利用費		円
④専門家謝金・旅費		円
⑤教育・研修費		円
⑥その他		円
合計 (A)		円
補助金交付申請額 = (A) × 2 / 3 (千円未満切捨)		【上限200万円】 円

※補助金交付申請額は、補助対象経費の合計(A)の2/3、もしくは補助上限額200万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

第7号様式（第13条関係）

防 商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市中小企業DX実現支援補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市中小企業DX実現支援補助金にかかる事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、防府市中小企業DX実現支援補助金要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 条 件

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

防府市中小企業DX実現支援補助金請求書

金 額		百	十	万	千	百	十	円

内 訳

防府市中小企業DX実現支援補助金交付要綱第14条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振 込 先 金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合							
	支所・支店・出張所							
口座番号 種 別								1 : 普 通 2 : 当 座
フリガナ								
口座名義								